

2 0 2 2 年 度

大学院スポーツ科学研究科

学 生 便 覧
履 修 要 項

桐 蔭 横 浜 大 学

目 次

I 大学院学生便覧	1
建学の精神	2
学園訓	2
桐蔭学園沿革	3
桐蔭学園歌	4
2022年度学年暦	5
桐蔭横浜大学大学院学則（抜粋）	6
桐蔭横浜大学学位規程	17
1. 桐蔭横浜大学大学院スポーツ科学研究科の概要	24
2. 専攻案内	25
3. 諸手続について	27
4. 図書館について	30
II 大学院履修要項	34
1. 修士課程 (1)開講科目担当教員表	35
(2)履修案内	36
修士論文作成の手引	37

I 大学院学生便覧

《建学の精神》

1. 社会連帶を基調とした、義務を実行する自由人たれ。
2. 学問に徹し、求学の精神の持ち主たれ。
3. 道義の精神を高揚し、誇り高き人格者たれ。
4. 国を愛し、民族を愛する国民たれ。
5. 自然を愛し、平和を愛する国際人たれ。

《学園訓》

1. すべてのことに「まこと」をつくそう。
2. 最後までやり抜く「強い意志」を養おう。

桐蔭学園沿革

桐蔭学園は、横浜市北西部を流れる鶴見川沿いの緑豊かな丘陵に、昭和39年の高等学校設立により発足しました。その後、工業高等専門学校、中学校、小学校、幼稚園を設置し、大きな発展を遂げるとともに、文武両道の学園としてその名を全国に知らしめるほどになりました。

この基盤の上に、学園の理想とする一貫教育を実現するため、昭和63年に工学部2学科からなる「桐蔭学園横浜大学」を設置、その後も平成4年に同大学院工学研究科修士課程、平成5年に同法学部、平成6年に同大学院工学研究科博士後期課程、平成9年に同大学院法学研究科修士課程を設置し、同時に大学の名称を、「桐蔭横浜大学」に変更しました。大学名称変更後も、平成11年に同大学院法学研究科博士後期課程、平成16年に同大学院法務研究科、翌平成17年に同医用工学部を設置しました。さらに平成20年に同スポーツ健康政策学部、平成27年に同大学院スポーツ科学研究科修士課程を設置し、現在に至ります。

桐蔭学園の沿革は、次のとおりです。

1964（昭和39）年 4月	学校法人桐蔭学園設立、桐蔭学園高等学校開設
1965（昭和40）年 4月	桐蔭学園工業高等専門学校開設
1966（昭和41）年 4月	桐蔭学園中学校開設
1967（昭和42）年 4月	桐蔭学園小学部開設
1969（昭和44）年 4月	桐蔭学園幼稚部開設
1988（昭和63）年 4月	桐蔭学園横浜大学技術開発センター開設 桐蔭学園横浜大学（工学部）開設
8月	桐蔭メモリアルホール開設
1991（平成 3）年11月	桐蔭学園工業高等専門学校廃止
1992（平成 4）年 4月	ドイツ桐蔭学園開設
	桐蔭学園横浜大学大学院工学研究科修士課程開設
1993（平成 5）年 4月	桐蔭学園横浜大学法学部開設
1994（平成 6）年 4月	桐蔭学園横浜大学大学院工学研究科博士後期課程開設 桐蔭学園横浜大学情報センター開設
	桐蔭人間科学工学センター開設
1997（平成 9）年 4月	桐蔭横浜大学に名称変更
1999（平成11）年 4月	桐蔭横浜大学大学院法学研究科修士課程開設 桐蔭横浜大学法学部昼夜開講制開設 桐蔭横浜大学工学部学科改組（第1次） 桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程開設 桐蔭横浜大学桐蔭生涯学習センター開設
2000（平成12）年 4月	桐蔭横浜大学先端医用工学センター開設
2001（平成13）年 4月	桐蔭学園中等教育学校開設、桐蔭横浜大学留学生別科開設
5月	桐蔭学園メモリアルアカデミウム開設
2003（平成15）年 4月	桐蔭横浜大学大学院工学研究科修士課程改組
2004（平成16）年 2月	桐蔭学園交流会館開設
4月	桐蔭横浜大学大学院法務研究科（法科大学院）開設
2005（平成17）年 4月	桐蔭横浜大学工学部学科改組（第2次） 桐蔭横浜大学大学院工学研究科博士後期課程改組
	桐蔭横浜大学医用工学部開設
2008（平成20）年 4月	桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部開設
2015（平成27）年 4月	桐蔭横浜大学大学院スポーツ科学研究科修士課程開設

桐蔭学園歌

加藤楸邨 作詞
荒川よう 作曲

1. ほのぼのと
4. おほぞらのと
のぞみあり
深くゆたかに たたへたる
もろくさの 根のいとなみの
いま あらはれし しるしなる

ぞみあり
あーり
ふかく
ゆたかに
にーたたへ
はしきーはて
へたる

もろくさのねの
よのあらきみち
いとなみのい
つらぬきてこ
まあらはれし
のさゆるも
ししるしな
のみをひた

るい
せこ
まの
この
あらはれし
さゆるもの
しるーし
みを一ひ
なー
たー
るせ

※1、※2は3番
の歌詞のときのみ
右のように歌う。

をかりわたるみおのづとむか

1 ほのぼのと

萌え出でし草

のぞみあり

深くゆたかに たたへたる

もろくさの 根のいとなみの

いま あらはれし しるしなる

3 阿夫利嶺を

雁わたる見ゆ

未来あり

もとめもとめて あふれくる

もろもろの胸 いつしらず

おのづとむかふ ところあり

2 いかづちや

くろがねの森

ちからあり

枝をかはして きそひあふ

おのののの 木の恋ひやまぬ

向きさまたぐる ものはなし

4 大空の

雪後の青さ

まことあり

さむききびしき はてしなき

世の荒き道 貫きて

この冽ゆるもの 身をひたせ

桐蔭横浜大学
2022 年度 学年暦
(大学・大学院)

前期開始	4月 1日 (金)
入学式 (大学・大学院)	4月 2日 (土)
在学生オリエンテーション (オンライン予定)	4月 4日 (月)
定期健康診断	4月 4日 (月) ~ 4月 8日 (金)
新入生オリエンテーション	4月 5日 (火) ~ 4月 8日 (金)
前期授業開始	4月 9日 (土)
前期履修申告期間 (大学・大学院共通)	4月 9日 (土) ~ 4月 15日 (金)
前期集中授業履修申告期間	7月 1日 (金) ~ 7月 7日 (木)
前期通常授業終了日	7月 15日 (金)
前期定期試験	7月 19日 (土) ~ 7月 25日 (月)
前期集中授業 ※閉鎖期間等は除く	7月 27日 (水) ~ 8月 31日 (水)
夏期休業	7月 26日 (火) ~ 9月 7日 (水)
9月卒業者・修了者発表	9月 2日 (金)
9月卒業式・修了式 (大学・大学院)	9月 8日 (木)
後期オリエンテーション	9月 8日 (木)
後期授業開始	9月 9日 (金)
後期履修申告期間	9月 9日 (金) ~ 9月 15日 (木)
燐爛祭	9月 18日 (日) ~ 9月 19日 (月)
学園創立記念日	11月 4日 (金)
後期集中授業 (IAL ターム) 履修申告期間	12月 1日 (木) ~ 12月 7日 (水)
後期通常授業終了日	12月 19日 (月)
後期定期試験	12月 20日 (火) ~ 12月 26日 (月)
冬期休業	12月 27日 (火) ~ 1月 3日 (火)
後期集中授業 (IAL ターム) ※入学試験日等は除く	1月 5日 (木) ~ 2月 28日 (火)
大学共通テストに伴う休業	1月 13日 (金) ~ 1月 15日 (日)
春期休業	3月 1日 (水) ~ 3月 31日 (金)
卒業者・修了者発表	3月 2日 (木)
卒業式・修了式 (大学・大学院)	3月 14日 (火) 予定
学年終了	3月 31日 (金)

桐蔭横浜大学大学院学則（抜粋）

第1章 総則

(目的)

第1条 桐蔭横浜大学大学院（以下「大学院」という。）は、桐蔭横浜大学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第2条 大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。

- 2 前項の自己点検及び評価の結果については、本学以外の機関（者）による検証を行うものとする。
- 3 自己点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科及び課程)

第3条 大学院に次の研究科を設け、修士課程及び博士後期課程を置く。

法学研究科

修士課程

博士後期課程

工学研究科

修士課程

博士後期課程

スポーツ科学研究科

修士課程

2 (削除)

3 (削除)

4 (削除)

(修士課程)

第4条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

(修士課程の教育研究上の目的)

第5条 法学研究科修士課程は、法に通暁した高度専門職業人を養成するとともに、高度に国際化した法の現状に対応しうる能力を養成し、加えて一層高度な研究に堪えうる能力及び知見を養成するものとする。

- 2 工学研究科修士課程は、工学に関する専門領域の知識を身につけ、研究並びに実験を通じて新規の論理と技術を提案し、国際的な研究発表活動にも対応できる能力を有する研究者を養成

するものとする。

- 3 スポーツ科学研究科修士課程は、学際的な学術領域としてのスポーツ科学を体系的に修得し、その成果を高度専門的職業人として、社会の発展に貢献できる人材を養成するものとする。

(博士後期課程)

第6条 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又は他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(博士後期課程の教育研究上の目的)

第7条 法学研究科博士後期課程は、法律学に関する専門的な研究職及び高度な法律専門職等を志望する者を養成するものとする。

- 2 工学研究科博士後期課程は、工学に関する専門領域の研究ならびに実験に精通しながら独自の論理と技術を構築し、専門分野とその周辺の工学分野に高度な知識を有しながら、国際的、学際的な研究活動も推進する能力を持つ研究者を養成するものとする。

(専攻)

第8条 研究科に次の専攻を置く。

法学研究科

修士課程 法律学専攻
博士後期課程 法律学専攻

工学研究科

修士課程 医用工学専攻
博士後期課程 医用工学専攻

スポーツ科学研究科

修士課程 スポーツ科学専攻

(入学定員及び収容定員)

第9条 研究科の専攻別、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士後期課程		合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
法学研究科	法律学専攻	10	20	2	6	26
工学研究科	医用工学専攻	14	28	6	18	46
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	10	20	—	—	20
合計		34	68	8	24	92

(修業年限及び在学期限)

第10条 修士課程の修業年限は、2年とする。ただし、優れた業績を上げた者については、修業年限を1年として、学長がこれを決定することができる。

- 2 修士課程には4年を超えて在学することはできない。
3 博士後期課程の修業年限は、3年とする。ただし、優れた研究業績を上げたと認められる者については、修業年限を大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあた

つては、当該課程における2年の在学期間を含む)として、学長がこれを決定することができる。

- 4 博士後期課程には5年を超えて在学することはできない。
- 5 第20条及び第21条の規定により入学した者の修業年限及び在学年限については、学長がこれを決定する。
- 6 第22条の規定により編入学した者の修業年限は2年とする。ただし、優れた研究業績を上げたと認められる者については、修業年限を1年として、学長がこれを決定することができる。

第2章 運営組織

(研究科長)

第11条 各研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表する。
- 3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任は、妨げない。
- 4 研究科長が欠けたとき後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 研究科長の選考に関する必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第12条 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(研究科委員会)

第13条 各研究科に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 研究科委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第14条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

(学期)

第15条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月 1日から 9月20日まで
- (2) 後期 9月21日から 翌年の3月31日まで

2 学長は、必要がある場合は、前項に定める学期の期間を変更することができる。

(休業日)

第16条 休業日を次のように定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和28年法律第178号)に定める休日
- (3) 学園創立記念日 11月4日
- (4) 春期休業 3月 1日から 4月 5日まで
- (5) 夏期休業 8月 1日から 9月20日まで
- (6) 冬期休業 12月21日から 翌年の1月 7日まで

2 学長は、必要がある場合は、前項に定める休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項に定める休業日以外に、臨時に休業日を定めることができる。

第4章 入学、転入学及び再入学等

(入学の時期)

第17条 大学院の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに許可することができる。

(入学資格)

第18条 大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1 修士課程

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学し、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(出願手続)

第19条 大学院へ入学を志願する者は、入学願書に、所定の入学検定料及び書類を添えて、指定の期日までに出願手続をしなければならない。

2 出願手続に関する必要な事項は、別に定める。

(選考及び合格者の決定)

第20条 前条の入学志願者に対して、研究科ごとに試験その他の方法により選考を行う。

2 前項による選考の結果を受け、学長は合格者を決定し、通知する。
3 選考及び合格者の決定に関する必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第21条 前条により通知を受けた者は、指定の期日までに別に定める書類を提出すると共に、所定の学費を納入し入学手続をしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して、研究科委員会の意見を聴き、入学を許可する。

(編入学)

第22条 法務博士の学位を有する者で大学院法学研究科博士後期課程に編入学を志望する者があるときは、法学研究科委員会の意見を聴き、学長が博士後期課程2年次への編入学を許可することがある。

2 編入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第23条 他の大学院の学生で、大学院に転入学を志望する者があるときは、欠員がある場合に限り、研究科委員会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第24条 第48条の規定により大学院を退学した者又は第51条第1項第3号の規定により除籍された者で、大学院への再入学を志願する者があるときは、研究科委員会の意見を聴き、学長が相当年次に入学を許可することがある。

- 2 再入学を出願できる研究科選考は、原則として退学又は除籍時に所属した研究科専攻とする。
- 3 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

(編入学、転入学及び再入学の入学手続等)

第25条 前3条の規定により入学を志願し、許可された者の入学手続等については、第21条の規定を準用する。

(編入学等における単位の取扱い)

第26条 第22条、第23条及び第24条の規定により入学を許可された者旣に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い等については、学長がこれを決定する。

- 2 編入学等の単位の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(1年間の授業期間)

第27条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育方法及び研究指導)

第28条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 履修方法に関する必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第29条 大学院設置基準第14条特例の実施により、大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業若しくは研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第30条 研究科の各専攻の授業科目及び単位数は、別表第1(法学研究科授業科目及び単位数)及び別表第2(工学研究科授業科目及び単位数)、別表第3(スポーツ科学研究科授業科目及び単位数)及び別に定める教職課程のとおりとする。

(教職課程)

第31条 修士課程において、教育職員免許状の取得を希望する者は、教職課程の中から、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める授業科目及び単位数を取得しなければならない。

- 2 教職課程に関する必要な事項は、別に定める。

(履修)

第32条 学生は、定められた授業科目の中から、各学期に履修する授業科目をあらかじめ申告しなければならない。

- 2 履修に関する必要な事項は、別に定める。

(修得単位)

第33条 修士課程においては、その在学期間に所要の授業科目を30単位以上修得するほか、必

要な研究指導を受けなければならない。

(単位計算の基準)

第34条 授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合はこの限りではない。

2 単位は授業科目の種類により、その計算基準を次の各号のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の演習をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、45時間の実験及び実習をもって1単位とする。
- (4) 講義と演習、実験又は実習を併用して行う授業においては、講義を15時間、演習、実験又は実習を30時間をもって1単位とし、講義の時間を15時間で除した値と、演習、実験又は実習の時間を30時間で除した値の合計で与えられる単位数が1であることをもって1単位とする。

(成績評価基準等の明示)

第35条 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するために、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

3 成績評価基準等に関する必要な事項は、別に定める。

(単位授与及び修得認定)

第36条 修士課程においては、授業科目の履修単位は、試験又は研究報告により合格した者に単位を授与するものとする。

2 博士後期課程においては、法学研究科は研究指導、工学研究科は特別演習及び特別研究について、試験又は研究報告により合格した者に単位の授与又は修得認定するものとする。

3 前2項の認定は、学期末又は学年末に行う。

(他大学院における授業科目の履修等)

第37条 教育上有益と認めるときは、他の大学院または大学院以外の教育施設等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により他大学における授業科目を履修し、修得した単位については、学長が10単位を越えない範囲で修了の要件となる単位として認めることができる。

3 単位の認定に関する必要な事項は、別に定める。

(学位論文及び最終試験)

第38条 修士課程においては、修士論文は、所定の単位を修得してから提出するものとする。最終試験は、所定の単位を修得した者で、修士論文の審査に合格した者に対して行う。

2 博士後期課程においては、博士論文は、法学研究科は研究指導で所定の単位を修得し、工学研究科は特別演習及び特別研究で修得認定を受けてから提出するものとする。最終試験は、博士論文の審査に合格した者に対して行う。

第6章 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程の修了要件)

第39条 修士課程の修了要件は、第10条の規定による修学年限以上在学し、専攻科目について必修を含む30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、各修士課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 前項の修了要件を満たした者に対して、研究科委員会の意見を聴き、学長が修了を認定する。

(博士後期課程の修了要件)

第40条 博士後期課程の修了要件は、第10条の規定による修学年限以上在学し、法学研究科は単位制による授業を行い、博士後期課程を通じて学生の指導教授（主）が所属する研究分野で、研究指導を必修とし、12単位を修得したうえ、大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。工学研究科は単位制による授業は行わないが、博士後期課程を通じて学生の指導教授（主）が所属する研究分野で、特別演習及び特別研究は共に選択必修として開設し、必要な研究指導を受け修得認定されたうえで、大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 第22条の規定により編入学した者の修了要件は、第10条の規定による修業年限以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

3 前2項の修了要件を満たした者に対して、研究科委員会の意見を聴き、学長が修了を認定する。

(学位の授与)

第41条 大学院修士課程を修了した者に対し、研究科委員会の意見を聴き、学長は、「修士(法学)」、「修士(工学)」又は「修士(スポーツ科学)」の学位を授与する。

2 大学院博士後期課程を修了した者に対し、研究科委員会の意見を聴き、学長は、「博士(法学)」又は「博士(工学)」の学位を授与する。

(論文提出による博士の学位)

第42条 前条第2項に定めるものの他、大学院の博士の課程を経ずして博士の学位を得ようとする者は、学位論文を提出して、審査を請求することができる。

2 大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者には、研究科委員会の意見を聴き、学長が博士の学位を授与する。

(学位規程)

第43条 学位及び学位の授与については、大学院学則の他、別に定める桐蔭横浜大学学位規程による。

第7章 休学、復学、退学、転学及び留学

(休学)

- 第44条** 病気その他特別な理由により引き続き2か月以上修学することができない者は、休学願にその理由を証明する書類を添えて提出したうえで、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 疾病のため修学が不適当と認められた者に対しては、学長は休学を命ずることができる。
 - 3 休学期間は、修士課程及び博士後期課程においては、通算して2年を超えることができない。
 - 4 休学期間は、在学期間に算入しない。
 - 5 休学に関する必要な事項は、別に定める。

(復学)

- 第45条** 休学期間に中にその理由が消滅したときは、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 復学に関する必要な事項は、別に定める。

(転学)

- 第46条** 大学院の学生で、他の大学の大学院へ転学を志願する者があるときは、学長がこれを許可することができる。

- 2 転学に関する必要な事項は、別に定める。

(留学)

- 第47条** 大学院の学生が、外国の大学の大学院で修学しようとする者があるときは、学長がこれを許可することがある。

- 2 留学に関する必要な事項は、別に定める。

(退学)

- 第48条** 疾病その他のやむを得ない理由により退学しようとする者は、その事由を記載した退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 退学に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 賞罰及び除籍

(表彰)

- 第49条** 大学院の学生として特に善行のあった者に対して、学長が表彰を行うことがある。

- 2 大学院在学中、成績、人物共に秀でた者に対して、修了時に学長が表彰を行うことがある。
- 3 表彰に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

- 第50条** 大学院の学生が、大学院の規則に違反し、その他学生の本分に反する行為をした場合は、学長がこれを懲戒する。

- 2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがない者
 - (2) 学業を怠り成績の見込みがない者
 - (3) 正当な理由なくして出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 停学期間は、原則として在学年数に算入しない。
- 5 懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第51条 次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍する。

- (1) 第10条に規定する在学年限を超えた者
 - (2) 第44条第3項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
 - (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (4) 死亡又は行方不明の者
- 2 除籍に関する必要な事項は、別に定める。

第9章 学費及び奨学制度

(入学検定料及び学費)

第52条 大学院に入学を志願する者は、第19条の規定により入学検定料を支払わなければならぬ。

- 2 第20条により通知を受けた者は、所定の入学金、授業料、施設設備費及び実験実習日等（以下「学費等」という。）を指定の期日までに支払わなければならない。
- 3 大学院の学生は、所定の学費等を指定の期日までに支払わなければならない。
- 4 休学中の学生並びに科目等履修生及び研究生（以下「科目等履修生等」という。）は、所定の学費等を指定の期日までに支払わなければならない。
- 5 入学検定料及び学費等に関する必要な事項は、別に定める。

(学費等の猶予)

第53条 経済的理由により学費の納付が困難であり、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部又は一部の徴収を猶予することがある。

- 2 学費等の猶予に関する必要な事項は、別に定める。

(奨学)

第54条 経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力又は各種能力が優れている者には、奨学の方法を講じることができる

- 2 奨学の方法は、学費の減免及び給付とする。
- 3 奨学に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 外国人留学生、科目等履修生及び研究生等

(外国人留学生)

第55条 日本国籍を有さない者で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志望する者があるときは、大学院の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究科委員会の意見を聴き、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第56条 大学院において、特定の授業科目等の履修を志願する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない場合に限り、研究科委員会の意見を聴き、学長がこれを許可することがある。

2 科目等履修生が履修した授業科目等について、試験に合格したときは所定の単位を与えることができる。

3 科目等履修生の履修に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第57条 大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、大学院の教育研究に支障のない場合に限り、研究科委員会の意見を聴き、学長がこれを許可することがある。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生等の取扱い)

第58条 科目等履修生等は、大学院学則及びその他の諸規則を遵守しなければならない。

附 則

(略)

この学則は、令和3年9月1日から施行する。

別表第1 法学研究科授業科目及び単位数 (略)

別表第2 工学研究科授業科目及び単位数 (略)

別表第3 スポーツ科学研究科授業科目及び単位数 (略)

なお、スポーツ科学研究科の授業科目及び単位数等の詳細は、35頁をご確認ください。

桐蔭横浜大学学位規程

第1章 総則

(目的)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、桐蔭横浜大学（以下「本学」という。）学則及び桐蔭横浜大学大学院（以下「本大学院」という。）学則に定めるもののほか、本学が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、その種類は次のとおりとする。

- (1) 学士 (法学、工学及びスポーツ健康政策学)
- (2) 修士 (法学、工学及びスポーツ科学)
- (3) 博士 (法学又は工学)
- (4) (削除)

2 学位の名称を用いるときは、本学名を附記するものとする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、修士課程を修了した者に授与する。

(課程博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、博士後期課程を修了した者に授与する。

2 本大学院博士後期課程に所定の標準修業年限以上在学し、特別演習及び特別研究を修得して、かつ、必要な研究指導を受けて退学し、退学後3年以内に学位論文を提出した者にも、前項により学位を授与する。

(法務博士（専門職）の学位授与の要件)

第5条の2 (削除)

(論文博士の学位授与の要件)

第6条 前条に定めるもののほか、博士の学位は、学位論文を提出して論文の審査に合格し、かつ、本大学院博士後期課程の修了者と同等以上の学力があると確認された者に授与する。

第2章 学士の学位

(学士の学位記)

第7条 学長は、本学学則による卒業要件を満たした者に対して、学士の学位を授与する。

2 学士の学位記は、別記様式1 学士の学位記による。

第3章 修士の学位

第1節 修士の学位

(修士の学位申請書)

第8条 第4条により修士の学位論文（以下「修士論文」という。）の審査を受けようとするときは、修士論文の提出に先立ってあらかじめ学位申請書を提出しなければならない。

2 学位申請書は、修士論文提出期限の3か月前までに、指導教授又は准教授の承認を得て、学長に提出するものとする。

3 修士の学位申請書は、別に定める。

(修士の論文提出)

第9条 修士論文は、次の書類を学長に提出するものとする。

- (1) 修士論文（所定様式） 1部
- (2) 論文の和文又は英文要旨（所定様式・1,000字程度） 2部

2 修士論文は、あらかじめ指定された日時までに提出しなければならない。

(修士の論文審査)

第10条 修士論文の審査は、学長の定める審査委員によって行う。

2 審査委員は、指導教授又は准教授を主査とし、当該論文に関連ある授業科目担当の教授又は准教授2名以上を加えるものとする。

3 審査委員は、審査が終了したとき、修士論文審査報告書を学長に提出するものとする。

4 修士論文審査報告書は、別に定める。

(修士の最終試験)

第11条 修士の学位に関する最終試験は、審査委員により修士論文を中心にこれに関連する科目について行うものとする。

- 2 最終試験は、修士論文審査報告書の提出後2週間以内に行う。
- 3 最終試験は、口頭又は筆答試験によって行う。
- 4 最終試験の結果は、「合格」又は「不合格」とし、学長に報告するものとする。

(修士の学位授与の判定)

第12条 大学院法学研究科委員会又は大学院工学研究科委員会(以下「大学院委員会」という。)は、修士論文審査報告書に基づき、最終試験の結果を合わせて、修士の学位授与の判定をする。

- 2 前項の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- 3 大学院委員会は、学位授与の判定の結果を学長に報告するものとする。

第2節 修士の学位記

(修士の学位記)

第13条 学長は、前条の報告に基づき、修士論文の審査及び最終試験に合格したと認められた者に対して修士の学位記を授与する。

- 2 修士の学位記は、別記様式2 修士の学位記による。

第4章 博士の学位

第1節 課程博士の学位

(課程博士の学位申請書)

第14条 第5条第1項により博士の学位論文(以下「博士論文」という。)の審査を受けようとするときは、博士論文の提出に先立ってあらかじめ課程博士学位申請書を提出しなければならない。

- 2 課程博士学位申請書は、博士論文提出期限の3か月前までに、指導教授又は准教授の承認を得て、学長に提出するものとする。
- 3 課程博士学位申請書は、別に定める。

(課程博士の論文提出)

第15条 博士論文は、次の書類を学長に提出するものとする。

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1) 博士論文(所定様式) | 2部 |
| (2) 論文の和文又は英文要旨(所定様式・2,000字程度) | 2部 |
| (3) 論文の和文概要(所定様式・300字程度) | 1部 |
| (4) 論文の欧文要旨(所定様式・300語程度) | 1部 |
| (5) 論文目録(所定様式) | 3部 |
| (6) 履歴書(所定様式) | 2部 |

- 2 博士論文は、あらかじめ指定された日時までに提出しなければならない。

(課程博士の論文審査)

第16条 博士論文の審査は、学長の定める審査委員により行う。

- 2 審査委員は、当該論文に関連する博士後期課程の研究指導科目担当の教授又は准教授のうちから大学院委員会において3名以上選出し、うち1名が主査となる。ただし、必要のあるときは、本大学院の他の教員をこれに代えることができる。
- 3 博士論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。
- 4 審査委員は、審査が終了したとき、課程博士論文審査報告書を学長に提出するものとする。
- 5 課程博士論文審査報告書は、別に定める。

(課程博士の最終試験)

第17条 博士の学位に関する最終試験は、審査委員により博士論文を中心に行うものとする。

- 2 最終試験は、博士論文審査報告書の提出後2週間以内に行う。
- 3 最終試験は、口頭又は筆答試験によって行う。
- 4 最終試験の結果は、「合格」又は「不合格」とし、学長に報告するものとする。

(課程博士の学位授与の判定)

第18条 大学院委員会は、博士論文審査報告書に基づき、試験の結果をあわせて、博士の学位授与の判定をする。

- 2 前項の議決は、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。その議決は無記名投票による。

(課程博士の審査報告)

第19条 大学院委員会は、博士の学位を授与すべきものと判定したときは、学位の種類、学位授与の年月日、学位授与の要件、博士論文審査報告書及びその担当者氏名を記載した書類を学長に報告するものとする。

2 学位を授与すべきでないと判定した場合には、その判定の結果のみを学長に報告する。学長は本人に通知する。ただし、提出された論文その他の書類は、返却しない。

第2節 論文博士の学位

(論文博士の学位申請)

第20条 第6条により学位を申請する者は、次の書類等を学長に提出するものとする。

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1) 論文博士学位申請書（所定様式） | 1部 |
| (2) 博士論文（所定様式） | 2部 |
| (3) 論文の和文又は英文要旨（所定様式・2,000字程度） | 2部 |
| (4) 論文の和文概要（所定様式・300字程度） | 1部 |
| (5) 論文の欧文要旨（所定様式・300語程度） | 1部 |
| (6) 論文目録（所定様式） | 3部 |
| (7) 履歴書（所定様式） | 2部 |
| (8) 第28条に定める審査手数料 | |

2 博士論文の申請は、隨時行うことができるものとする。

(論文博士の論文受理)

第21条 学位の申請があったときは、学長は大学院委員会の議決により博士論文を受理するものとする。博士論文が受理されたときは、その審査を大学院委員会に委嘱する。

(論文博士の学力確認)

第22条 前条により博士論文が受理されたときは、大学院委員会は第6条の学力の確認を行わなければならない。

2 学力の確認は、博士論文の研究分野に関連のある授業科目の担当教授または准教授3名以上の委員により行い、うち1名が主査となる。

3 学力の確認は、原則として口頭又は筆答試験により行うものとする。ただし、学位申請者の学歴、研究業績などによって確認を行う場合には、学力の確認のための試験を省略することができる。

4 第5条第2項による博士論文の提出が、博士後期課程を退学した日から5年以内であった場合には、学力の確認のための試験を免除することができる。

5 大学院委員会は、第2項の委員の報告に基づいて学力の確認を決定する。

(論文博士の論文審査等)

第23条 学位申請者の博士論文の審査、試験及び学位授与の判定などについては、第16条から第19条を準用する。

第3節 博士の学位記

(博士の学位記)

第24条 学長は、第19条又は前条の報告に基づき、第5条及び第6条の要件を満たした者に対し、博士の学位記を授与する。

2 博士の学位記は、学位授与の要件が第5条によるときは別記様式3 課程博士の学位記により、また第6条によるときは別記様式4 論文博士の学位記による。

(博士の学位授与の報告)

第25条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与してから3か月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(博士の審査要旨等の公表)

第26条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(博士の論文公表)

第27条 博士の学位の授与を受けた者は、当該博士の学位の授与を受けた日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、学位の授与を受ける前にすでに印刷公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者で、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、その論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。

第4節 論文博士の審査手数料

(審査手数料)

第28条 第6条による博士論文の審査手数料は、別表のとおりとする。

2 前項にかかわらず、第5条第2項による場合で、退学後3年以内の者については、審査手数料を免除する。

3 既に納入した審査手数料は、返還しない。

第5章 修士及び博士の学位論文の保管

(修士及び博士の学位論文の保管)

第29条 修士の学位論文及び博士の学位論文は、大学情報センターに保管する。

第6章 修士及び博士の学位の取消

(修士及び博士の学位の取消)

第30条 修士又は博士の学位の授与を受けた者で、次の事実があったときは、学長は大学院委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法による学位の授与を受けたとき。

(2) 名誉を汚す行為があったとき。

2 前項の大学院委員会の議決は、第18条第2項によって行うものとする。

附 則

(略)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年3月31日以前の入学者については、改正前の規程を適用する。

別表 (論文博士の審査手数料)

第28条による論文博士の審査手数料	150,000円
-------------------	----------

別記様式1 学士の学位記

○ 第 号	学 長	桐 蔭 横 浜 大 学	印	卒業証書・学位記		
				年	月	日
			卒業したことを認め学士(○学)	本学	○ 学部	○ ○ ○ ○ ○ 学科
			所定の課程を修めて本学を	所定	○ ○ ○ ○ ○	の
			の学位を授与する	卒業	○ ○ ○ ○ ○	の

別記様式2 修士の学位記

桐蔭○修第 号	氏 名	年 月 日	印	学 位 記		
				本学大学院○学研究科○○○○○○○専攻の	修 士 課 程 を 修 了 し た の で 修 士 (○ 学) の 学 位 を 授 与 す る	桐蔭横浜大学
			桐蔭横浜大学	学 長	印	大 学 之 印
			桐蔭横浜大学	学 長	印	桐 蔭 横 浜 大 学

別記様式3 課程博士の学位記

割 印			
桐蔭○博課第		号	学位記
氏名			
年月日生			
本学大学院○学研究科○○○○○○○○専攻の			
博士後期課程を修了したので博士(○学)の			
学位を授与する			
年月日			
桐蔭横浜大学 学長			印

別記様式4 (削除)

別記様式5 論文博士の学位記

割 印	
桐蔭○博論第 号	
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験	
大 学 桐 学 蔭 横 之 横 浜 印	に合格したので博士（○学）の学位を授与す る
年 月 日	
桐蔭横浜大学	
学 長	
	印

1. 桐蔭横浜大学大学院スポーツ科学研究科の概要

- (1) 名 称 桐蔭横浜大学大学院 スポーツ科学研究科
(2) 位 置 横浜市青葉区鉄町 1614 番地 桐蔭横浜大学内
(3) 大学院の目的

本研究科は、体育・スポーツの現代的諸問題の解決・実現に指導的役割を果たす人材を「高度専門的職業人」と定義し、スポーツ科学の専門知識をさらに充実・発展させた各職場で要求されるより高い専門的知識や技能を修得し、その成果を的確かつ柔軟に問題解決できる能力を有する高度専門的職業人を育成することを目的としている。

- (4) 課 程 修 士 課 程

- (5) 修士課程の概要

①趣 旨

スポーツ科学の専門知識をさらに充実・発展させた各職場で要求されるより高い専門的知識や技能を修得し、その成果を的確かつ柔軟に問題解決できる能力を有する高度専門的職業人を育成する。

②標準修業年限 標準修業年限は 2 年とする。

③入学定員 スポーツ科学専攻 10 名

④専攻内容 修士課程専攻案内参照

⑤修了要件

修士課程の修了要件は、修士課程に 2 年以上在学し、専攻科目について必修を含む 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

⑥学 位

修士課程を修了した者には、「修士（スポーツ科学）」の学位が授与される。

- (6) 奨学金制度

①日本学生支援機構

日本学生支援機構奨学金の貸与制度が適用される。

②そ の 他

神奈川県等地方自治体、財団及び会社等による奨学金がある。

2. 専攻案内

スポーツ科学専攻　－修士課程－

本研究科では、スポーツ科学1専攻とし、スポーツ科学に関する高度に専門的な研究・教育を進めるためにスポーツ健康科学領域、スポーツ文化科学領域の2領域による教育・研究を展開します。

①スポーツ健康科学領域

健康を維持するための身体的メカニズム及び医・科学的知識、運動療法、スポーツ栄養、健康・スポーツ工学等に対する専門知識を深めるとともに、対象に合致した適切な運動プログラムやトレーニング機器の開発・指導等に関わる能力の養成を目指します。さらに、生涯スポーツに関する運動習慣の獲得方法等を研究・実践できる能力の養成を目指します。

②スポーツ文化科学領域

多様な社会スポーツ環境の充実・振興のための諸政策・方策、社会スポーツの管理運営と経営、スポーツマネジメント論、メディア論など、人文科学・社会科学的側面から多角的に研究します。また、現代社会の抱える教育問題に关心があり、スポーツでその問題解決することを目指す教員や指導者となることを強く希求する人材育成を目指します。

スポーツ科学研究科研究指導教員の研究内容と講義科目

担当教員	キーワード	担当講義科目	
(スポーツ健康科学領域)			
教授 星 秋夫	環境衛生学 生気象学 健康スポーツ科学	スポーツ科学特論 特別研究演習Ⅱ スポーツ健康科学演習Ⅳ 研究指導	特別研究演習Ⅰ 健康科学特論 スポーツ教育サポート演習
教授 桜井 智野風	運動生理学 スポーツ科学	スポーツ科学特論 特別研究演習Ⅱ トレーニング・運動処方学特論 スポーツ教育サポート演習	特別研究演習Ⅰ 運動生理学・生化学特論 スポーツ健康科学演習Ⅰ 研究指導
教授 河崎 賢三	スポーツ医学 再生医療	特別研究演習Ⅰ スポーツ医学（外科）特論 研究指導	特別研究演習Ⅱ スポーツ健康科学演習Ⅲ
教授 片山 富美代	健康心理学 基礎看護学	特別研究演習Ⅰ ヘルスケア特論	特別研究演習Ⅱ
教授 瀬戸口 靖弘	内科学	スポーツ医学（内科）特論	研究指導
教授 成田 崇矢	スポーツトレーナー	スポーツ理学療法学特論	研究指導
教授 林田 はるみ	女性スポーツ 運動生理学	ヘルスデザイン特論	研究指導
教授 吉鷹 幸春	コーチ学	スポーツ教育サポート演習	
教授 殖田 友子	スポーツ栄養学	スポーツ栄養学特論	スポーツ健康科学演習Ⅲ

担当教員	キーワード	担当講義科目	
准教授 廣瀬 立朗	運動生理学	スポーツ健康科学演習 I	
准教授 小山 桂史	バイオメカニクス 研究指導	バイオメカニクス スポーツ健康科学演習 I	
専任講師 清水 智美	臨床生理学 基礎生理学	スポーツ健康科学演習 I	
(スポーツ文化科学領域)			
教授 並木 浩一	メディア論 表象文化論	身体とメディア特論	
教授 佐藤 豊	体育科教育学	スポーツ科学特論 特別研究演習 II 学校スポーツ演習 II	特別研究演習 I 保健科教育学特論 研究指導
教授 亀岡 聖朗	環境心理学 教育心理学	特別研究演習 I 対人関係心理学特論	特別研究演習 II 研究指導
教授 日比野 暢子	スポーツ政策学 健康政策学 スポーツ社会学 障害学	特別研究演習 I スポーツ政策学特論 研究指導	特別研究演習 II スポーツ文化科学演習 IV
教授 渋倉 崇行	心理的ストレス ライフスキル 対人関係	スポーツ科学特論 特別研究演習 II スポーツ文化科学演習 I	特別研究演習 I スポーツ心理学特論 研究指導
教授 今泉 隆裕	スポーツと宗教	身体と文化特論	研究指導
准教授 福浦 一男	文化人類学	スポーツ文化人類学特論 研究指導	スポーツ文化科学演習 III
准教授 李 禧承	教育工学 教育方法学	学習指導特論	
准教授 斎藤 れい	スポーツマネージメント スポーツマーケティング	スポーツマネージメント学特論	
准教授 清水 由	体育科教育学	特別研究演習 I 体育科教育学特論	特別研究演習 II 学校スポーツ演習 I

3. 諸手続について

(1) 学籍上の異動に関する手続について

休学、復学、退学等、学生としての身分に関する異動については、それぞれ事由を付して学長に願い出て、その許可を得なければ認められません。学生生活上最も重要な事項ですので、願い出をする際は事前に指導教員および学務部に相談して下さい。

①休学願

病気その他特別な理由により、引き続き 2 ヶ月以上修学することが困難な場合は、休学することができます。休学期間は原則として 6 ヶ月以上 1 年以内とし、その期間は在学年数に算入されません。

休学しなければならない事態に至った場合は、指導教員と相談の上、休学願を提出してください。休学願には、保証人連署の上、その理由を証明する書類を添付する必要があります。

なお、休学期間中の授業料等については学則第 44 条に従い、次の通りとなります。

休学期間	休学願提出期限	学費明細	学費免除額
前 期	1 月 1 日 (※前年度) ~5 月 31 日	在 籍 料	5 万円
		施設設備費	全額免除
		実験実習費	全額免除
	6 月 1 日~9 月 20 日	授 業 料	免除なし
		施設設備費	免除なし
		実験実習費	免除なし
後 期	8 月 1 日~11 月 30 日	在 籍 料	5 万円
		施設設備費	全額免除
		実験実習費	全額免除
	12 月 1 日~3 月 31 日	授 業 料	免除なし
		施設設備費	免除なし
		実験実習費	免除なし

※休学の項および学則第 35 条参照

※特別な理由がある場合は、審査によって納入額を軽減することができます。

※休学願の提出期日は、学務部での受理をもって判断いたします。

※休学期間は半期ごとで区切られており、1 年間休学したい場合も半期ごとに申請しなければなりません。

②復学願

休学期間が経過し、事情が好転した場合には、復学願に保証人連署の上、(休学事由が病気の場合は、修学に差し支えない旨の診断書を添えて) 学務部まで提出してください。

種 類	用 途	提出期限	提出先
復学願	復学を希望する場合 (復学の項および学則第 44 条参照)	復学を希望する日の 10 日前	学務部

③退学願

特別な事情等により修学できなくなり、退学しようとするときは、指導教員と相談の上、退学願を学務部まで提出してください。退学願には、保証人連署の上、学生証を添えてください。

種 類	用 途	提出期限	提出先
退学願	退学を希望する場合 (退学の項および学則第 45 条参照)	退学を希望する日の 10 日前	学務部

(2)証明書について

各種証明書の取扱窓口、手数料等は次の通りです。手数料は証明書自動発行機で納め、出力される申請書を各取扱窓口に提出して下さい。証明書の種類によっては、交付までに日数を要するものがありますので余裕を持って申し込んで下さい。特に年末年始や長期休暇前は混雑しますので、早めに申し込んで下さい。

証明書自動発行機 稼働時間

平 日 午前9時～午後5時

土曜日・日曜日・祝日・その他休校日の取扱はしません。

変更などが発生した場合は掲示や学内情報ホームページで連絡します。

証明書の種類	用 途	取扱窓口	手 数 料	交 付 日
在学証明書	就職・進学等	学務部	1通につき 200円	受付の翌日(午後)以降
成績証明書				
単位修得証明書				
修了証明書				
修了見込証明書				
教育職員免許状 取得見込証明書				
学生証(再交付)	学生証の紛失、 汚損・破損等	学生部	1,000円	証明書自動発行機で即時
健康診断書	就職・進学等		200円	
学生割引証※1	帰省、旅行、学会、 クラブ活動等		不 要	
通学証明書※2	通学定期券の 購入		不 要	受付当日

※1 学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)

学校学生生徒旅客運賃割引証(以下「学割証」という。)は、JR路線の片道101km以上の区間を乗車船するときに利用できるもので、運賃(普通乗車(乗船)券)が2割引になります。発行は一度に4枚、年間10枚までで、有効期間は発行日から3ヶ月以内です。なお、学割証が利用できるのは、次の場合に限ります。

- ①大学休暇中の帰省または旅行
- ②実験・実習等の正課の教育活動
- ③大学で認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課以外の教育活動
- ④就職または進学のための受験等
- ⑤大学が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- ⑥病気治療その他修学上支障となる問題の処理等
- ⑦その他、大学が適当と認めた場合

なお、学割証の他人への譲渡は禁止されています。万一、学割証の不正使用が見つかった場合は、以後の学割証の発行が停止され、そのうえ通常運賃の3倍の追徴金を課せられることになりますので、十分注意して下さい。また、期限切れの学割証は利用できませんので、利用の際は有効期限に注意して下さい。

※2 通学証明書

①JRおよび私鉄の通学定期券

購入の際には、通学証明書が必要です。学生部備え付けの「通学証明書」に必要事項を記入の上、学生部で証明印を受け、定期券売場にて学生証を添えて購入してください。学生証裏面のシールには、定期券を購入する前に必要事項(学籍番号、氏名、現住所、通学区間)を必ず記入しておいてください。なお、購入できる乗車区間は、現住所の最寄駅と大学の最寄駅との最短距離となります。アルバイト等の関係で廻り道をするような区間の購入はできません。また、学生証裏面の「通学定期乗車券発行控」の欄が一杯になったら、学生部まで申し出てください。

②バスの通学定期券

購入の際には、通学証明書が必要です。学生部備え付けの「通学証明書」に必要事項を記入の上、学生部で証明印を受け、定期券売場にて学生証を添えて購入してください。

(3) その他の手続・届出等

その他、手続・届出等が必要なものは、次の通りです。

種類	用途	提出期限	提出先
身上 関係等	住所変更届	学生本人または保証人の住所を変更した場合	学務部
	保証人変更届	保証人を変更した場合	
	改姓名届	氏名を変更した場合	
課外活動 関係・その他	校舎内時間外使用申請(許可)書	研究・クラブ活動等で夜間、本学施設を使用する場合	学生部
	施設使用許可願	クラブ活動等で、本学施設を使用する場合	
	学外活動許可願	学外でクラブ活動等を行う場合	
	学外活動報告書	学外で行ったクラブ活動等の報告	
	自転車・バイク通学申請書	自転車またはバイクで通学する場合	学生部
	被害届	学内で盗難等の被害に遭った場合	
	学生保険に関する書類	学生保険の対象となる事故が発生した場合	
	教室使用届	研究・クラブ活動等で教室を使用する場合	

◎事務窓口受付時間

本学の事務窓口の受付時間は、次の通りです。なお、土曜日・日曜日、祝祭日、休校日の受付は行いません。

・平日 9:00 ~ 17:00

4. 図書館について

図書館は、「知の砦」である大学の中核をなすものです。学習・研究者のあらゆる要求に可能な限り迅速に、正確に、詳細に応えるものでなければなりません。本学図書館は、その使命達成のために惜しむことなく努力を続けていきます。また、図書館は利用者の意識によってその理念が高められていくものでもあります。どうぞ、理想の図書館づくりに参加してください。

大学院生が利用できる施設は、大学図書館、メモリアルライブラリー、高校 A 棟図書館(高校棟)の 3 施設です。

■図書館の利用方法

1. 大学図書館 開館時間

- (1) 閲覧利用 9:00～20:00 (月～土曜日)
(日曜・祝日は休館) ※大学授業日については通常開館
- (2) サービス 9:00～18:45 (資料の館外貸出、文献複写等)
- (3) 蔵書約 19 万冊、413 席の閲覧席を備える桐蔭学園の中央図書館です。

2. メモリアルライブラリー開館時間 (桐蔭学園アカデミウム B1 階)

- (1) 開館時間 10:00～15:00 (火・金・土曜日) ※土曜日は～14:00
- (2) ヨーロッパ法史分野を中心とした研究図書館で、大学生以上が利用できます。

3. 高校 A 棟図書館(高校棟) 開館時間

- (1) 開館時間 8:30～18:00 (月～金曜日)
8:30～17:00 (土曜日)
- (2) 文芸書が充実しています。大学生以上も利用可、資料の館外貸出しもできます。

4. 利用方法

- (1) いずれの図書館も利用には学生証が必要です。必ず持参してください。図書館入口の入館ゲート右側のスリットに学生証を通すとゲートが開きます。
- (2) 学生証を忘れたときは、入口ゲート脇のチャイムを鳴らして係員にお知らせください。当日のみ有効の利用カードを貸与します。学生証の貸借、他人の学生証による不正利用は絶対にやめてください。

5. 利用資格

- (1) 本学学生
- (2) 本学園高等学校生徒 (中等教育学校後期課程を含む)
- (3) 本学園教職員
- (4) 本学卒業生
- (5) 生涯学習講座受講生など、学長が特に許可した者
- (6) 地域在住の方(一般社会人) ※資料閲覧に限り、当日のみ(要、事前連絡)

6. 退館時の注意

- (1) 退館の際は出口ゲートをそのまま通過してください。
- (2) 図書館の資料は、無断で館外へ持ち出せないようになっています。借り出したい場合は、必ず貸出手続きをしてください。
- (3) 出口の装置が警報を発したときは、係員の指示に従ってください。

■館外貸出サービス（大学図書館）

1. 資料の貸出し

- (1) 図書館の資料を借りるには、学生証が必要です。
- (2) 借りる図書に学生証を添えてカウンターにお持ちください。貸出手続を行い、返却期限日（次項）を押印します。貸出手続をとらず、資料を持ち出すことはできません。

2. 貸出冊数、期間

- (1) 貸出冊数、期間は以下の通りです。

対象者	貸出冊数	貸出期間	貸出しの延長(更新)
学部生	5冊まで	4週間	1回(4週間)
大学院生	20冊まで	4週間	1回(4週間)

- (2) 各種事典や辞書、六法などは館内で閲覧してください。貸出のできない資料には背表紙に「禁帶出」、「館内」のラベルを貼っています。
- (3) 夏期休暇期間については長期貸出制度があります。詳細は館内の掲示を確認してください(夏期休暇前に掲出します)。

3. 貸出期間の延長（貸出更新）

- (1) 他の利用者が予約しているなければ、図書の貸出期間を1回延長することができます。返却期限内に、延長したい図書と学生証をカウンターに持参してください。
- (2) オンラインサービス（個人認証機能）により、図書館ホームページからも更新申込みができます。
- (3) 他の資料を延滞中、または、貸出停止期間中の場合は期間延長ができません。

4. 貸出しの予約

- (1) 利用したい資料が、他の利用者により貸出中の場合は、予約ができますのでカウンターまで申し出てください。資料が返却され次第、メールにてご連絡します。
- (2) 予約資料はカウンターにて1週間取り置きをします。1週間以内に引き取りに来ない場合、キャンセルとみなします。
- (3) オンラインサービス（個人認証機能）により、図書館ホームページからも予約申込みができます。
- (4) 他の資料を延滞中、または、貸出停止期間中の場合は予約を受け付けません。

5. 資料の返却

- (1) 借用中の資料は本人が責任をもって管理してください。紛失や延滞の原因になりますので、又貸しは絶対にしないでください。
- (2) 資料は返却期限内に図書館の総合受付カウンターまで返却してください。図書館通用口横のブックボストに投函しても結構です。
- (3) 返却手続をせず、書架に直接戻しても返却したことにはなりません。
- (4) 借用中、または、閲覧中の資料を紛失、破損、汚損したときは、すみやかに申告してください。原則として、同じ図書により弁償していただきます。

6. 延滞時の罰則

- (1) 返却期限に遅れた場合には、返却日の翌日から起算して、（延滞冊数）×（延滞日数）の期間、貸出しを停止します。
- (2) 資料を延滞している場合、新たな貸出しができません。

7. 雑誌の貸出し

- (1) 文芸誌、評論誌等の一般雑誌については、最新号を除き、3冊まで1週間の貸出しができます。
- (2) 学術雑誌、研究紀要については、原則として貸出しができません（教員のみ可）。

8. 文献複写・PC プリントアウト

- (1) 利用時間 [プリペイド] いつでも利用できます。
[現金払い] 9:00～18:45（月～土曜日）
- (2) 料金 1枚 10円（500円 60度数、1,000円 125度数のプリペイドカードあり）
※学外への文献複写依頼は実費となります（詳しくはカウンターまで）。
- (3) プリペイドカード販売 9:00～18:45（月～土曜日）
- (4) 「複写申込書」に記入のうえ、係員の了解のもとで、コピー室（2階、カウンター隣）の複写機を使用してください。
- (5) 本学修士論文については、著者の許諾を得ているものを除き、複写できません。
- (6) 著作権法第31条（図書館等における複製）の規定により、図書館にて複写物を提供できるのは下記の範囲内のみです。
- [複写目的]：利用者の調査研究のためであること
 - [複写対象]：図書館の所蔵資料に限ること（持ち込みのノートなどは複写できません）
 - [複写部数]：一人につき一部のみ
 - [複写範囲]：著作物の一部分（半分以下）のみ（全体のコピーは不可）
※ただし、定期刊行物に掲載された論文については、最新号を除き、個々の論文全体を複写することができます。

■その他のサービス（大学図書館）

1. 各種の利用相談（レファレンス）

- (1) 図書館の使い方や資料の探し方がわからないときなど、資料に関するることは、どうぞお気軽にご相談ください。
- (2) 希望の資料が当館にない場合、他図書館への利用紹介状を発行できます（学部生以上）。

2. 横浜市内大学図書館コンソーシアム

- (1) 本学図書館は「横浜市内大学図書館コンソーシアム」に加盟しています。学生証又は大学発行の身分証明書を提示し、手続をすることで、加盟各図書館の館内利用ができます。
- (2) 手続方法は各館によって異なり、紹介状が必要な図書館もあります。また、利用時期等に制限がある場合もあります。詳しくは図書館カウンターにてお訊ねください。
- [相互利用可能な施設]
神奈川大学図書館、関東学院大学図書館、國學院大學たまプラーザ図書館、鶴見大学図書館、東京都市大学横浜キャンパス図書館、明治学院大学横浜校舎図書館、横浜国立大学附属図書館、横浜商科大学図書館
 - [紹介状が必要な施設]
慶應義塾大学日吉メディアセンター、横浜市立大学学術情報センター
 - [女子学生のみ利用できる施設]
東洋英和女学院大学図書館、フェリス女学院大学附属図書館

3. 学生用図書の購入申込み（購入リクエスト）

- (1) 学生用図書として、本学学生の学習及び研究に資する図書の購入希望を受付けます。備付けの学生用図書購入希望申込書をご記入の上、お申し込みください。
- (2) 購入できない資料もありますので、申込みにあたっては申込書裏面の注意事項をよくお読みください。
- (3) オンラインサービス（個人認証機能）により、図書館ホームページからも購入依頼ができます。

4. 館内閲覧用設備の利用について

(1) グループ閲覧室（B1階）

図書館資料を用いたグループ学習のための閲覧室です。ホワイトボード、プロジェクタ、簡易スクリーンを備えています。複数人でご利用ください。ゼミ等でも利用できます。利用申込みは2階カウンターまで。

- 利用対象：大学生、教職員

- 利用時間：3時間まで（利用希望者がいなければ、当日に限り延長できます）

※飲食及び喫煙は一切禁止です。また、談笑の場ではありません。周囲の迷惑とならぬよう、話し声の大きさには十分注意してください。

(2) 個人用閲覧席（キャレル）

各階に学習に集中できる個人用閲覧席を用意しています。ノートパソコンを使用する場合は、個人用閲覧席にて使用してください。

(3) 視聴覚ブース（2階、9台）

スポーツ分野を中心としたDVDを所蔵しており、視聴覚ブースにて視聴できます。一部は館外貸出もできます。外部からの持ち込みソフト等の視聴はお断りいたします。

(4) 情報検索用パソコン（2階、13台）

オンライン・データベース：聞蔵（朝日新聞）、ヨミダス歴史館（平成以降）（読売新聞）、ジャパンナレッジ（百科事典）、LEX/DB インターネット（判例検索）、D1-Law.com（法律総合検索）、J-DreamIII（科学文献検索）、CiNii（図書・雑誌記事検索）等の検索及びインターネット、電子ジャーナルの閲覧が可能です。

5. 書庫内資料の閲覧

(1) 地下書庫へ入庫の際は、カウンターにて学生証（身分証）を提示して下さい。

(2) 節電のため、書庫内は一部を除き常時消灯しています。

(3) 書架は電動式です。メインスイッチを入れ、次に各書架スイッチを入れると書架の照明が点灯します。

6. オンライン・サービス（個人認証機能）について

(1) 図書館ホームページより個人認証機能を利用することができます。これは、図書館をより便利に使うためのパーソナルサービスで、大学生は以下の機能を利用できます。

- 貸出更新（貸出期間の延長）

- 予約依頼（大学図書館・メモリアルライブラリーの蔵書が対象）

- 学生用図書購入申込み

- 新着通知メール（新着図書・雑誌の通知）

- ブックマーク（検索結果の保存）

(2) ログインID：情報処理演習室のパソコンにログインするID、パスワードと同じです。

■図書館利用上の注意

図書館は心静かに学ぶための公共の場所です。落ち着いた雰囲気を守るため、館内では次の点に留意してください。他の利用者への配慮を忘れず、協力して快適な環境を創り出しましょう。

(1) 館内では静粛にしてください（参考閲覧室、グループ閲覧室では会話できます）。

(2) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードにしてから入館してください。なお、館内での通話はご遠慮ください。

(3) 館内での飲食・喫煙（トイレ、ロビーでも）は厳禁です。

(4) 長時間席を離れるときは、閲覧席に荷物を置いたままにしないでください。また、貴重品は必ず携行してください。紛失、盗難について、図書館は一切責任を負いません。

(5) ソファーや床に寝ころぶのはやめてください。他の利用者の迷惑となる行為はしないでください。

(6) 図書館資料、備品・設備は大切に扱ってください。

(7) 省エネルギー、節電にご協力ください。

II 大学院履修要項

1. 修士課程

(1) 開講科目担当教員表

専攻	科目区分	授業科目	担当教員	単位数		標準履修年次			
				必修	選択	1年次		2年次	
						前	後	前	後
スポーツ科学専攻	共通科目	スポーツ科学特論（※）	桜井、瀬戸口、星、佐藤、渋倉	2		2			
		特別研究演習 I（※）	河崎、桜井、瀬戸口、成田、星、小山、今泉、亀岡、佐藤、渋倉、日比野、福浦	2		2			
		特別研究演習 II	研究指導担当教員	2			2		
		スポーツ教育サポート演習（※）	研究科長、専攻長	2				2	
	スポーツ健康科学領域	健康科学特論（※）	星 秋夫		2	2			
		運動生理学・生化学特論（※）	桜井 智野風		2	2			
		スポーツ医学（外科）特論	河崎 賢三		2	2			
		スポーツ栄養学特論	殖田 友子		2	2			
		バイオメカニクス特論	小山 桂史		2	2			
		トレーニング・運動処方学特論（※）	桜井 智野風		2		2		
		スポーツ理学療法学特論	成田 崇矢		2		2		
		スポーツコーチ学特論（※）	吉鷹 幸春		2		2		
		スポーツ情報学特論	杉田 正明（非常勤講師）		2	2			
		障害者スポーツ医学特論	橘 香織（非常勤講師）		2		2		
		ヘルスケア特論	片山 富美代		2		2		
		スポーツ医学（内科）特論	瀬戸口 靖弘		2	2			
		ヘルスデザイン特論	林田 はるみ		2	2			
スポーツ文化科学領域	展開科目	体育科教育学特論（※）	未 定		2	2			
		保健科教育学特論（※）	佐藤 豊		2	2			
		身体とメディア特論	並木 浩一		2		2		
		スポーツ心理学特論（※）	渋倉 崇行		2	2			
		生涯スポーツ特論（※）	野村 一路（非常勤講師）		2		2		
		スポーツ政策学特論	日比野 誠子		2		2		
		スポーツ社会学特論	未 定		2	2			
		スポーツマネジメント学特論	齋藤 れい		2		2		
		スポーツ文化人類学特論	福浦 一男		2	2			
		身体と文化特論	今泉 隆裕		2		2		
		スポーツ法學特論	未 定		2	2			
		スポーツ哲学特論	関根 正美（非常勤講師）		2	2			
		対人関係心理学特論	亀岡 聖朗		2		2		
		学習指導特論	李 祥承		2		2		
		スポーツ行政学特論	未 定		2	2			
演習科目	共通領域	学校スポーツ演習 I	未 定		2		2		
		学校スポーツ演習 II（※）	佐藤 豊		2			2	
	スポーツ健康科学領域	スポーツ健康科学演習 I（※）	桜井・廣瀬・小山		2	2			
		スポーツ健康科学演習 II	殖田 友子		2		2		
		スポーツ健康科学演習 III	河崎・成田		2	2			
		スポーツ健康科学演習 IV（※）	星・清水・廣瀬		2		2		
	スポーツ文化科学領域	スポーツ文化科学演習 I（※）	渋倉 崇行		2		2		
		スポーツ文化科学演習 II	未 定		2	2			
		スポーツ文化科学演習 III（※）	福浦 一男		2	2			
		スポーツ文化科学演習 IV	日比野 誠子		2		2		
研究指導			研究指導担当教員	2				2	

（※）は専修免許取得に必要な科目です。専修免許取得希望者は、この中から最低24単位を修得する必要があります。

研究指導担当教員 スポーツ健康科学領域：河崎 賢三、桜井 智野風、瀬戸口 靖弘、成田 崇矢、星 秋夫、小山 桂史

スポーツ文化科学領域：今泉 隆裕、亀岡 聖朗、佐藤 豊、渋倉 崇行、日比野 誠子、福浦 一男

(2) 履修案内

1. 履修申告について

授業を受けるためには、定められた期間内に桐蔭ユニバーサルサポートから履修手続きをしなければなりません。履修申告されていない授業科目は、たとえ授業に出席しても、試験を受けることはできず、単位も認定されません。但し、履修申告は指導教員の許可を得てから確定させてください。

病気その他やむを得ない事情により、定められた期間内に手続ができない場合は、手続期限前に学務部に連絡して下さい。事前の連絡がなく履修期限が過ぎた場合は、一切受け取りません。

2. 分野別共通科目の履修について

いずれの専門分野においても、英語の論文を読解し、英語で研究発表する能力が要求されます。

3. 学部の科目履修について

学部の科目を履修し、教員免許等の資格を取得する際は学部のハンドブックを参照してください。

4. 成績評価について

A、B、C、Dによる評価

①申告された授業科目の履修成績は、各担当教員による成績評価の方法と基準によって合格か不合格かが認定されます。成績の採点は、100点満点で行われ、60点以上を合格とし、その授業科目の単位が与えられます。

成績評価の表示はA、B、C、Dによって行われ、その点数区分は以下のとおりです。

A : 80点以上 100点

B : 70点以上 80点未満

C : 60点以上 70点未満

D : 60点未満 (不合格)

②成績は上記評価により、学期ごとに次の学期始めに本人に配付されます。

5. 休講、授業連絡、事務連絡等について

休講、補講、集中講義、あるいは試験日程など授業に関連した一般的な連絡、または、特定の学生に対する呼出し・連絡などは、桐蔭ユニバまたは掲示板を通じて行われます。掲示内容に疑問があれば、ただちに学務部の窓口もしくは担当教員に連絡をしてください。

*本学のホームページでも休講・補講情報が閲覧できます。

パソコン <https://unipa.toin.ac.jp/uprx/>

呼出しや授業連絡、学位論文などについては掲示板でしか知ることのできない内容も多いので、必ず掲示板を見るようにしてください。

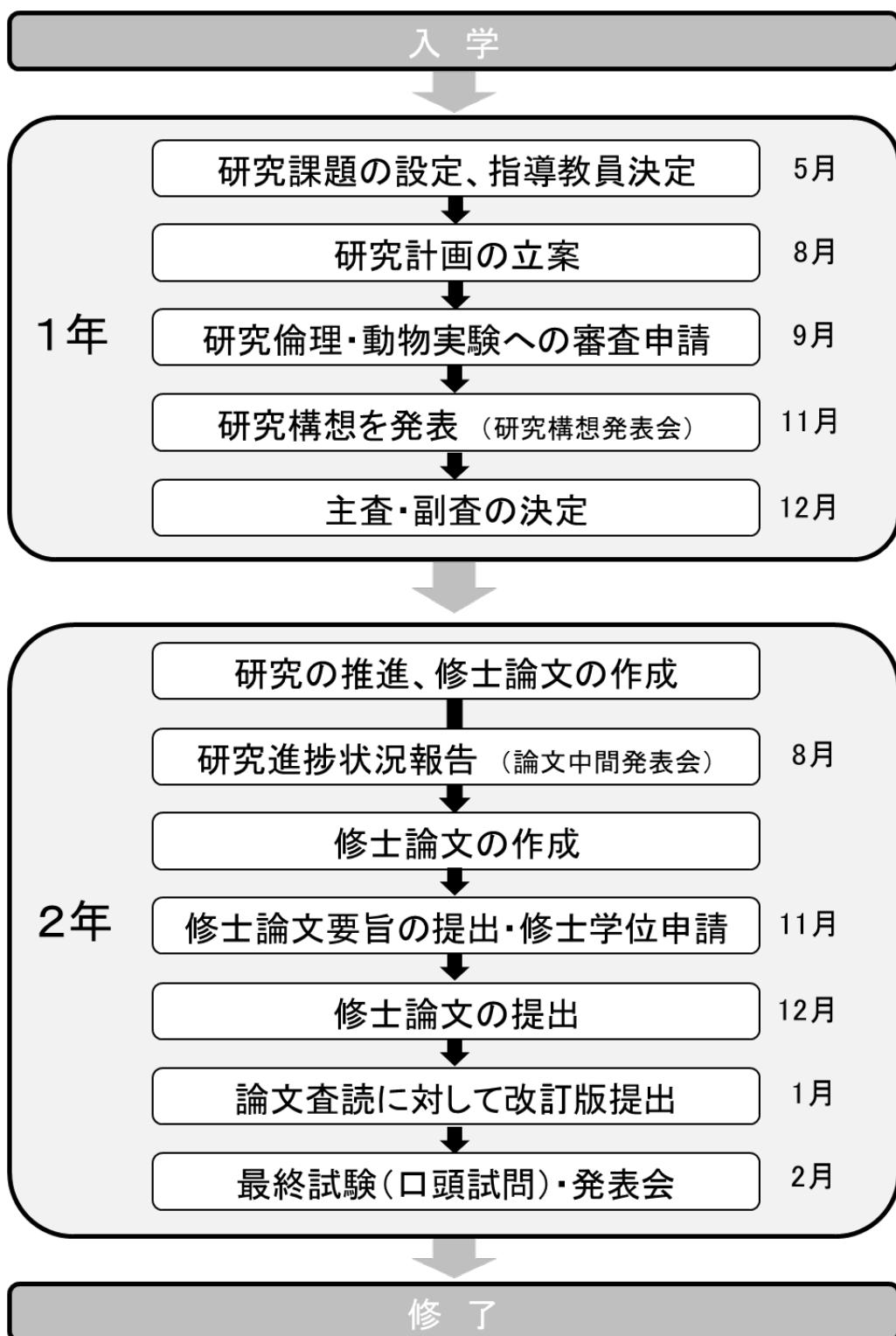
◎ スポーツ科学研究科掲示板は、中央棟（C棟）4階に設置しています。

スポーツ科学研究科
修士論文作成の手引

1. 大学院における研究活動のプロセス

大学院修士課程修了までのプロセスは以下のとおりである。

詳細なスケジュールについては、後日オリエンテーションを開催の際に説明がある。



2. 各種研究計画進捗状況発表会について

1) 研究構想発表会

発表者は 11 月の指定日までに「研究計画」（様式 4）を提出しなければならない。

【研究計画書について】

提出場所	学務部窓口
作成要領	以下の通り ※データではなく紙で出力したもの

- (1) 研究計画書は、当該研究テーマの背景・枠組み(文献 review)、研究の目的、具体的な研究方法など、学位論文のための研究計画を著すものである。
- (2) 研究計画書の構成内容は、研究目的、研究方法、期待される効果から構成する。予備実験等の結果があればそれも含む。

a. 研究目的

研究の背景、根拠、目的等に言及し、何をどこまで、どのような研究方法で明らかにしようとするのかを簡明に説明する。記載順序や章立て等については、1 概括的導入、2 背景となる情報、3 自分の研究へのつなぎ、4 問題提起、5 研究仮説の提示、6 用語 の定義等を示す。

b. 研究方法

研究の仮定条件・限界や研究の意義・重要性など、研究方法とその論理的根拠や仮説を示す。実験(調査)方法は、他の研究者により本研究の検証が実施可能なように詳述する。

記述内容としては、1 実験参加者、2 実験変数(独立変数、従属変数)、実験装置、調査・テストなど、3 手順(従属変数のデータ収集の全手順)、4 実験計画と分析方法(独立変数の設定と従属変数の分析方法)、5 実験仮説等、自然科学系に共通する形式で、社会科学や人文科学系の詳細は分野各々の記述方法に従い記述する。

c. 期待される効果

研究で何をどこまで明らかにするのかを明瞭に記述する。また、それによりもたらされる効果についても記述する。

※なお、大学院における調査・実験等は本学研究倫理委員会の審査を受けなければならない。

2) 論文中間発表会

修士1年次において、研究構想発表会にて発表し「研究計画書」を提出済の者のみ、修士2年次 の 8 月に修士論文の論文中間発表会にて発表する。発表者は 8 月の指定日までに「中間報告書」を提出しなければならない。

【中間報告書について】

提出場所	学務部窓口
作成要領	以下の通り ※データではなく紙で出力したもの

a. 論文の構成

表紙と背表紙に西暦年度、論文題名、氏名、指導教員名を記し、以下の順序で綴じる。

- ①表紙（「中間報告書」の下に題名、著者名、日付）
- ②要約（和文要約 800 字以内、和文キーワード 5 つ以内）
- ③目次
- ④本文
- ⑤付録資料

b. 修士論文が未だ構想中の場合には、その目次と概要を必ず示すこと。

中間報告書が、最終的な修士論文の一部(たとえば前半部の数章)にそのまま該当できることが望ましい。

3. 学位論文について

1) 学位申請書

修士学位論文の提出に先立ち「学位申請書」(様式5)を提出しなければならない。同時に、論文要旨(1,000字程度)(様式6)も提出する。

題目は後で修正することのないよう、指導教員とよく相談のうえ、決定すること。

2) 修士論文

提出場所	学務部窓口
提出方法	(1) 修士論文は冊子を3部作成し、提出する。 (2) 修士論文は、学生証を持参の上、本人が提出のこと。代理人の提出は認めない。なお、指定された提出日時に遅れた場合は一切受け付けない。

3) 論文改定版(リバイス)、審査会意見に関する回答書

提出場所	学務部窓口
提出方法	(1) 修士論文は冊子を3部作成し、提出する。 リバイスは本物を1部提出する。 (2) 審査終了後、審査に合格した「修士論文」3部は下記の通り保管するものとする。 保管する際は、学籍番号順に製本し、図書館、スポーツ科学研究科長室に製本のうえ保管する。 (3) 「修士論文審査」等を経て、論文に関する加筆修正が発生した場合は、修士論文提出時と同様の手法で再度、修正論文を提出する。 (4) 「審査意見に関する回答書」については、A4サイズに、指摘内容とそれに対する回答を記載のうえ、修正論文と同時に3部提出すること。 (5) 修士論文は、学生証を持参の上、本人が提出のこと。代理人の提出は認めない。なお、指定された提出日時に遅れた場合は一切受け付けない。

修士論文の提出様式について

提出物	部数	備考
論文	3	<p>【本文】</p> <ul style="list-style-type: none">・1頁 40字×35行 文字サイズ 11ポイントを目安とする。・枚数は領域によって変わるために指導教員の指示に従うこと。・読点はカンマ「,」句点はピリオド「.」にすること。・余白 上 35mm 下 30mm 左右 30mm・字体 明朝体 <p>【様式】</p> <ul style="list-style-type: none">・A4 サイズ、白色用紙(再生紙は不可)、横書き、片面使用、左横綴じとする。・本文の最初の頁を1ページとして、ページ番号を用紙下部中央に記載すること。 <p>【表紙(カバー)】</p> <ul style="list-style-type: none">・カラー表紙を付け、論文題目、年度・番号、氏名を明記すること。・各自簡易製本機を利用し、3部製本する(リバイスは製本の必要なし)。 <p>【とじる順序】</p> <ol style="list-style-type: none">1)白紙2)論文の表紙3)梗概または概要(Abstract) (日本語、英語の順で)4)目次5)本文6)参考文献目録7)付図、付表、写真等(本文内でも可) * デジタルカメラで撮影して出力した写真であっても、鮮明であれば差し支えない。
リバイス	1	

		8) 特記事項(学会賞および顕著な研究活動等がある場合は、その概要とともに記載できる。
修士論文 最終審査会 用発表抄録 A4版	3	学部卒論抄録と同様2段組み1頁とする。

【修士論文の構成例について】

修士論文(和文)の構成例	修士論文(英文)の構成例
I. タイトルページ II. 要旨 III. 目次 1. 緒言 2. 研究の背景・枠組み(研究小史) 3. 研究目的、研究方略、全体の構成など 4. 実験 1 (目的、方法、結果、考察) 5. 実験 2 (目的、方法、結果、考察) 6. 総合考察 7. 結論 8. 文献 9. 補足資料(実験データなど)	I. Title page II. Acknowledgment III. Table of contents IV. Lists of tables and figures V. Abstract 1. Introduction 2. Review of Literature 3. General Purpose and Methods (rationale) 4. Experiments (Purpose, Method, Results, Discussion) 5. General Discussion 6. Conclusion 7. References 8. Appendices

書式は研究計画書に準拠するが、審査用には1.5行スペース、完成版はシングルスペースを標準とする。

また、図表は読みやすいように本文の当該ページ付近に埋め込み配置する。

4. 審査会について

審査会での発表時間

口述試験	30 分程度(主査の指示による)
公聴会	発表 13 分、質疑応答 7 分

・最終審査会の審査結果は、修了判定を含め 2月末に学務部掲示板に発表する。

※ 学位審査申請書、予稿資料、学位論文の提出は、学生証を持参の上、本人が提出のこと。代理人の提出は一切認めない。また、提出日時に遅れた場合についても受け付けない。

スポーツ科学研究科
研究指導教員 希望申請書

年 月 日

スポーツ科学研究科 御中

【申請者】

学籍番号	
学生氏名	
連絡先(携帯)	

【研究指導を希望する教員名】

第1希望	
第2希望	

※指導を希望する教員からすでに了解をもらっている場合、第2希望は空欄。

※未定の場合は、<未定>と記入してください。

スポーツ科学研究科
研究課題報告書

年 月 日

スポーツ科学研究科 御中

【申請者】

学籍番号	
学生氏名	印
指導教員名	印

【研究課題】(仮題でも可)

スポーツ科学研究科
主査・副査報告書

年 月 日

スポーツ科学研究科 御中

学籍番号	
学生氏名	印

【主査(1名)・副査(2名)】

主査名	印
副査名	印
副査名 (指導教員)	印

※副査の一人は指導教員。

※主査、副査のどちらかは同一分野教員とする。

研究計画書			
学籍番号		氏名	
指導教員	印		
研究課題			
研究目的			
研究方法			
期待される効果			

指導教員承認印

(印)

申請日 : _____年____月____日

桐蔭横浜大学

学長 森朋子 殿

申請者

入学年度 _____年度

学籍番号 _____

大学院スポーツ科学研究科

スポーツ科学専攻

氏名 _____ (印)

学位申請書

論文題目

私は、このたび修士（スポーツ科学）論文の審査を受けたいので、審査くださる
ようお願いします。

備考 論文の題目が外国語の場合は、和訳を（ ）で付記すること。

論文の要旨

スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻

学籍番号 _____ 氏名 _____ 印

(1000 語程度)

(要旨)

修士論文審査報告書

スポーツ科学研究科長

年 月 日

学位申請者		スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻
学籍番号		
氏名		
申請学位	修士(スポーツ科学)	
論文題目		
指摘事項		

主査 印副査 印副査 印

修士論文

審査及び最終試験結果報告書

桐蔭横浜大学

学長 森 朋子 殿

年 月 日

学位申請者		スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻	
学籍番号			
氏名			
申請学位		修士(スポーツ科学)	
論文題目			
口述試験			
判定		年 月 日	
審査内容			

(注) 判定は、「合格」「不合格」の標語で記入すること。コメントがあれば簡単に記入すること。

主査

副査

副査

— Memo —